

---

○ 学校法人佐賀龍谷学園役員の報酬等の支給基準に関する規程

(令和元年 12 月 20 日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人佐賀龍谷学園（以下「この法人」という。）の役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、学校法人佐賀龍谷学園職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 常勤の役員（理事長を除く。） 無報酬
- (3) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限の額は、1,200万円とし、その範囲内で理事会においてそれぞれ定めた額を支給する。

2 理事長の賞与及び退職慰労金は、別表1及び別表2に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給時期は、次の各号に定める報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日に支払う。ただし、21日が土曜日又は休日にあたるときは、その前日を支払日とする。
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人運営の業務にあつた都度支給する。

3 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 前2項の規定は、死亡による退任の場合には適用しない。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和元年12月20日から施行し、令和2年4月1日から役員に適用する。

2 学校法人佐賀龍谷学園役員報酬(理事長)規程(平成13年3月21日制定)及び学校法人佐賀龍谷学園役員(理事・監事)の手当に関する規程(平成30年5月30日制定)は、令和2年3月31日付けで廃止する。

別表1 理事長の賞与

6月の賞与	報酬月額×2.125か月分以内
12月の賞与	報酬月額×2.325か月分以内

別表2 退職慰労金算定式

最終報酬月額×在任年数×係数

※ 在任年数は、1か月単位とし、端数は月割とする。ただし、1か月未満は、1か

---

月に切り上げる。

※ 係数は、一般社団法人佐賀県私立学校退職基金社団業務方法書第 12 条に規定する別表 2 の退職一時金給付乗率表による。

別表 3 非常勤の役員の報酬

(1) 理事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000円

(2) 監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	15,000円
上記の他、法人業務のための勤務	15,000円